

令和 8 年 第 7 回美里町農業委員会総会会議録

1. 開 催 期 日 令和 8 年 7 月 2 7 日
2. 開 催 場 所 美里町役場 2 0 1 会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1 時 3 0 分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 2 時 3 0 分 会長代理
5. 議 長 会長 松本 清貴
6. 委 員 出 席 状 況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏 名	出欠席
1	清水 芳明	出席	東児玉 1	荒木 義雄	出席
2	根岸 利成	〃	〃 2	斉藤 茂	〃
3	茂木 清一	〃	〃 3	杉田 敏夫	〃
4	阿武 富士子	〃	〃 4	根本 三好	〃
5	中嶋 敬子	〃	松久 1	池田 進	〃
6	金井 美知子	〃	〃 2	岡田 克実	〃
7	長谷川 精一	〃	〃 3	佐藤 栄一	〃
8	中澤 啓二	〃	〃 4	中島 市郎	〃
9	松本 清貴	〃	大沢 1	櫻沢 幸代	〃
1 0	長滝 岳	〃	〃 2	富沢 光男	〃
1 1	深田 和也	〃	〃 3	持田 克己	〃

農業委員会委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名
農地利用最適化推進委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名

7. 会 議 参 与 者 なし
8. 事務局職員出席者 堀内 匠 上山 洋 小林 茂仁
9. 会 議 進 行 状 況

会 長 皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員 11 人、農地利用最適化推進委員 11 人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第 7 回会議を開きます。

会議規則第 13 条第 2 項の規定により、議事録署名人に 3 番委員並びに 4 番委員を指名いたします。

会議規則第 4 条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。

議 長 第 1 号議案の農地法第 3 条の規定による許可申請案件について議題といたします。務局より説明をお願いします。

事務局	3 ページ番号 1 をご覧ください。受人 ○○市○○△△△番地 株式会社□□□□ 代表取締役□□ □□ 渡人 大字○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 面積 7 1 0 m² 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地 1 5, 3 0 1 m² 借受地 9, 9 7 9 m² 貸付地 0 m² 取得状況 昭和 5 9 年 5 月 7 日 土地改良換地処分による所有権登記 不耕作 無 従農数 3 経態 専業 所有機械 トラクター 4 台 トラック 4 台、位置は農用地区域で事務所から 3 km です。 4 ページをご覧ください。こちらは、○○地内の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。 申請地の現在の状況は、保全管理状態です。受人の耕作地をすべて確認しましたが、違反、耕作放棄地はありませんでした。深谷市でも耕作していますので、深谷市農業委員会に耕作状況を確認したところ問題なしとのことでした。 受人は○○市に本社を置く農地所有適格法人であり肉牛の飼育を行っています。申請理由ですが、渡人が農業縮小のため農地を手放したいと考えていたところ、近隣で耕作している受人に話があり、まとまったとのこと。受人は肉牛の飼育のため牧草を栽培し、事業を拡大したいとのこと。以上、番号 1 の案件になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	農地法第 3 条の規定による番号 1 審議いたします。7 番委員より補足説明がありましたらお願いいたします。
7 番委員	受人は昨年近くで農地を取得している。問題ないと思いますので審議お願いします。
議 長	次に、推進委員東兎玉 3 番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 東兎玉 3 番	現場を確認しました。渡人は高齢で施設にいます。よろしくお願いいたします。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。

	質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第3条の番号1について許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手)
議 長	賛成全員につき、許可と決定します。 続きまして、3条の番号2について、事務局より説明をお願いします。
事務局	5ページ番号2をご覧ください。受人 ○○市○○町○○△△△番地 □□□□ 渡人 大字○○△△△番 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 面積450㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地12, 437㎡ 借受地0㎡ 貸付地0㎡ 取得状況 令和5年8月14日 相続 不耕作 無 家族数 3 従農数 3 経態 兼業 所有機械 トラクター1台、耕耘機1台、田植機1台、トラック1台、防除機2台 位置は農用地区域外で、自宅から1.0kmです。 6ページをご覧ください。こちらは、○○地内の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。 申請地の現在の状況は雑草がありますが、取得後、追肥や消毒をして露地野菜を作付けする予定とのことです。受人の耕作地をすべて確認しましたが、違反、耕作放棄地はありませんでした。申請理由ですが、申請地と申請地の南側の宅地を渡人が売却を希望していたところ、受人が宅地を購入し夫婦で居住する予定とのことで、併せて、申請地を購入し露地野菜を栽培したいとのことです。なお、受人の夫は □□ □□さんで、以前□□さんが購入した小茂田の梅畑の剪定作業と、関のミカン畑の苗の補植については、完了を確認しています。以上、番号2の案件になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	農地法第3条の規定による番号2審議いたします。10番委員より補足説明がありましたらお願いいたします。
10番委員	申請地南の宅地と一緒に農地も買ってもらいたいと渡人が希望した。農地を管理していただければ問題ないと思います。
議 長	次に、推進委員東児玉2番より意見がありましたらお願いいたします。

推進委員 東児玉 2 番	現場を確認したところ宅地との地続きとなっている。問題ないと思います。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。推進委員松久 3 番
推進委員 松久 3 番	前回の申請より機械が充実しているが米をつくっているのか。
事務局	議案書に誤りがありました。機械は所有とご説明いたしましたが、正しくは全てリースでございます。お米につきましては田んぼを所有していて現在稲が植えてある状況です。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。4 番委員
4 番委員	梅林は雑草が茂っています。申請地をきちんと管理できるか心配です。
事務局 事務局長	申請に伴い所有農地を確認したところ、梅林は剪定されており除草もされていきました。みかん畑については捕植がされており、ちょうど委託を受けた方が除草作業を実施していました。雑草につきましては農地の適正利用に支障が出る状況でしたら必要に応じて指導していきたいと思います。
議 長	一緒に購入する宅地にブルーシートが敷いてあったが、開発に伴う発掘調査ではないのか。
事務局	教育委員会事務局の文化財担当に確認したところ、申請地は文化財の対象地区ではないとのことでした。申請者に確認したところ雑草対策のためブルーシートを敷いてあるそうです。

議 長	他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第3条の番号2について許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員挙手多数)
議 長	挙手多数につき、許可と決定します。 続きまして、3条の番号3について、事務局より説明をお願いします。
事務局	7ページ番号3をご覧ください。受人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 渡人 〇〇市〇〇△丁目△番地△ □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇 △△△番 地目 畑 面積509㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自 作地5,282㎡ 借受地30,555㎡ 貸付地6,392㎡ 取得状況 平 成10年3月9日 相続 不耕作 無 家族数 3 従農数 1 経態 専業 所有機械 トラクター1台 コンバイン1台 田植機1台 乾燥機1台 トラ ック1台 防除機1台 位置は農用地区域で、自宅から1.0kmです。 8ページをご覧ください。こちらは、〇〇地内の申請地の場所になります。左 上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。 申請地の現在の状況は管理耕作されています。受人の耕作地をすべて確認し ましたが、違反、耕作放棄地はありませんでした。申請理由ですが、申請地は以 前から受人が管理しており、渡人から受人に譲り渡したいと相談がありが申請 にいたったとのことです。申請地は麦を作付け予定とのことです。 以上、番号3の案件になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議 長	農地法第3条の規定による番号3審議いたします。6番委員より補足説明が ありましたらお願いいたします。
6番委員	以前より受人が管理していて受人の所有する隣の畑と一体と見えます。
議 長	次に、推進委員松久4番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員	きれいに管理されているので問題ないと思います。

松久 4 番	
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。10番委員
10番委員	以前は受人の父がビニールハウスを建てて使用していた農地になりますのでよろしくお願いします。
議 長	他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第3条の番号3について許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 挙手全員につき、許可と決定します。 続きまして、3条の番号4について、事務局より説明をお願いします。
事務局	9ページ番号4をご覧ください。受人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 渡人 東京都〇〇区〇〇△丁目△番△ □□ □□ 土地の所在 大字〇〇 字〇〇△△△番 地目 畑 面積93㎡ 字〇〇△△△番 地目 畑 面積271㎡ 計2筆 364㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作 地10,347㎡ 借受(かりうけ)地0㎡ 貸付地1,328㎡ 取得状況 平成28年1月10日 相続 不耕作 無 家族数 3 従農数 3 経態 専業 所有機械 トラクター1台 耕耘機3台 田植機1台 トラック1台 位置は農用地区域外で、自宅から0.3kmです。 10ページをご覧ください。こちらは、〇〇地内の申請地の場所になります。 左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。 申請地の現在の状況は雑草がありますが、10月末までに整地し土の状態を みて、露地野菜かブルーベリーを作付けする予定とのことです。 申請理由ですが、申請地の隣にある渡人の実家の宅地を受人が購入すること になり、併せて、申請地を購入することで話がまとまったため、3条申請すること となりました。 以上、番号4の案件になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長	農地法第3条の規定による番号4審議いたします。1番委員より補足説明がありましたらお願いいたします。
1番委員	申請地は宅地に接しており問題ないと思います。
議 長	次に、推進委員松久1番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 松久1番	受人の息子は意欲的に農業に取り組まれています。よろしくお願いします。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第3条の番号4について許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手)
議 長	挙手全員につき、許可と決定します。 続きまして、3条の番号5について、事務局より説明をお願いします。
事務局	11ページを番号5ご覧ください。受人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 渡人 東京都〇〇市〇〇△丁目△番△号 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇 字〇〇△△△番 地目 畑 面積301㎡ 権利内容 所有権 理由 新規取得 自作地0㎡ 借受地0㎡ 貸付地0㎡ 取得状況 平成27年7月19日 相続 不耕作 無 家族数 5 従農数 1 経態 兼業 所有機械 刈払機 1台 位置は農用地区域外で、自宅から3.0kmです。 12ページをご覧ください。こちらは、〇〇地内の申請地の場所になります。 左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。 申請地の現在の状況は管理耕作されていて、みかんの苗が2本植えてあり、今後はみかん畑を作る予定とのことです。申請理由ですが、渡人は遠方に住んでい

	るため農地を管理することが難しく、手放したいと考えていたところ、近隣の農業者を通じて受人に話があり、以前から農業に興味があったこともあり購入することになったため、申請にいたったとのこと。 なお、話をもらった近隣の農業者から農業の指導を受ける予定とのこと。以上、番号５の案件になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	農地法第３条の規定による番号５審議いたします。１１番委員より補足説明がありましたらお願いいたします。
１１番委員	元々雑草が繁茂していたところを受人がきれいにしました。みかんの苗木が植えてあるが昨日見に行ったところ雑草が伸びていました。受人は頑張りたいとのこと。で来春本格的にみかんを植樹予定とのこと。
議長	次に、推進委員大沢３番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 大沢３番	申請地は数年にわたり篠とくずが生い茂っていた。みかんができるか分かりませんが見守って行きたいと思います。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第３条の番号５について許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手)
議 長	賛成全員につき、許可と決定します。 農地法第３条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。

事務局長	農地法第3条の番号1から番号5の案件につきましては許可と議決されました。
議 長	続きまして、第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号1について事務局より説明をお願いします。
事務局	14ページをご覧ください。番号1 受 人 大字〇〇△△△番地 有限会社□□□□ 代表取締役 □□ □□ 渡 人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△ 番 地 目 畑 519 m² 転用目的 駐車場 権利内容 所有権 申請内容 駐車場 519 m² 取得状況 昭和49年10月31日 贈与 仮登記あり 受人が令和6年2月29日に売買予約で仮登記しています 抵当権なし 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続 令和8年6月に農振農用地から除外されています。 15ページをご覧ください。大字駒衣地内の農地になります。右図黄枠が受人の事業所になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が申請地の配置図になります。次のページをご覧ください。上の図が既存の事業所内配置図になります。下の図が計画の敷地内配置図になります。 申請人は昭和61年に美里工業団地内に移転し、金属プレス金型製造業を営んでおります。移転後の事業も順良に推移し、従業員も徐々に増加するとともに、入出庫場所としてトラックヤードを追加設置したことにより工場内が非常に手狭となりました。毎日午前中は、運送トラックの出入りがあり、ドライバーから駐車車両によりトラックの転回がスムーズに行えず、荷下ろしに余分な時間要するため、改善を求められていました。新たに、工場内に駐車スペースを確保することは困難であるため、工場外に通勤車両専用駐車場の設置を計画し、土地を探し始めたところ、事業所の道路向い側に位置する当申請地が見つかりました。申請地は、事業所に近く従業員の移動も便利であり、面積、土地の形状、接道状況も良好であるため今回の申請に至ったとのこと。また、今後従業員の増員も計画しているため、予備の駐車スペースを設置しておく計画となります。説明は以上となります。ご審議をお願いいたします。
議 長	続きまして、農地法第5条の規定による番号1を審議いたします。3番委員から補足説明があればお願いいたします。
3番委員	渡人は高齢で農業の規模縮小を考えていました。また、受人は駐車場のスパー

	スを探していたので、ちょうどよいと思います。
議 長	次に、推進委員松久 2 番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 松久 2 番	3 番委員と同様です。町の発展にもよいと思います。
議 長	次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いいたします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第 5 条の番号 1 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手)
議 長	賛成全員につき、許可相当と決定します。 続きまして、5 条の番号 2 について、事務局より説明をお願いします。
事務局	18 ページをご覧ください。番号 2 受 人 〇〇郡〇〇町大字〇〇△△△番地 □□ □□ 渡 人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 地 目 畑 485 m² △△△番 地 目 畑 13 m² 計 2 筆 498 m² 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 平屋建て 110.34 m² 取得状況 令和 2 年 6 月 13 日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第 2 種農地 農用地区域外宅地に接続 19 ページをご覧ください。大字木部地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 申請人は現在、〇〇郡〇〇町内の借家で婚約者と暮らしており、近く婚姻を予定しています。日々の生活に伴い家財道具も増え、住居が手狭になってきたことから、自己用住宅の建築を計画しました。婚約者とは同じ会社に勤務しており、建築地の選定について、勤務先まで 30 分程度で通勤できる範囲を条件に、〇〇町内や〇〇町なども含めて不動産会社を通じて土地を探していました。その結果、当該申請地が立地条件や生活環境を総合的に考えて最も適していると判断しました。 申請地は小学校及び中学校が近く、将来の子育て環境を考えても安心できる

	立地であります。また、駅や高速道路のインターチェンジ、国道254号及び県道へのアクセスも良く、通勤や日常の買い物にも便利であることから、長く生活する居住地として最適であると考え選定し申請に至ったとのことです。接続道路は、西に町道があり、西町道から水道の取り出し及び集落排水への接続を行う予定です。なお、222番4は道路後退用地であり、町に寄附する予定です。 説明は以上となります。ご審議をお願いいたします。
議 長	続きまして、農地法第5条の規定による番号2を審議いたします。1番委員から補足説明があればお願いいたします。
1 番委員	新しい家が増えている地域なのでよいと思います。
議 長	次に、推進委員松久1番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 松久1番	若い人の転入が増えるのでよい思います。
議 長	次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いいたします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手)
議 長	賛成全員につき、許可と決定します。 農地法第5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第5条の番号1、番号2の案件につきましては許可相当と議決されま

	した。
議 長	続きまして、第3号議案 美里町農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	21ページをご覧ください。美里町農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会です。 町では農業振興地域整備計画の中で、農振農用地、いわゆる青地を定め指定しています。農振農用地である青地から白地とする場合、つまり、農業振興地域整備計画から除外する場合は、法律の規定により町から農業委員会に意見を求めることが定められています。 22ページをご覧ください。番号1から番号3は同一内容での除外になりますので一括して説明いたします。 番号1 大字〇〇字〇〇〆〆〆番 地目 山林 面積 690㎡ 番号2 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 山林 面積 830㎡ 番号3 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 山林 面積 819㎡ 計 2,339㎡ 次ページをご覧ください。位置図と状況図です。 本除外は農振法第10条第3項に該当しなくなったことによる除外となります。第10条第3項とは農振農用地として指定すべき土地の基準を定めているものです。当該土地は令和4年度に既に山林化しているということで農業委員会で非農地判定され山林に地目変更登記されております。今回、土地所有者から山林を開発したいため除外したいと申し出があり、法第10条第3項に規定する農振農用地の基準を満たしていないことが確認できたため除外するものであります。説明は以上となります。ご審議をお願いします。
議 長	次に、推進委員の方で意見がありましたらお願いします。 推進委員松久3番
推進委員 松久3番	一般的に、農地の地目を山林などの別の地目に変えた場合、農地の所有者が農業者年金を受給していると何か影響がありますか。
事務局	農業者年金の経営移譲年金を受給している方は、経営移譲年金の受給に影響

	がある場合があります。個別の対応になります。
議 長	他に、推進委員の方で意見がありましたらお願いします。 意見がないようですから、次に移ります。 次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。 10番委員
10番委員	地目が山林になっていることについて説明をお願いします。
事務局	対象地を非農地判定したことにより、所有者が地目変更登記を行い山林になりました。
10番委員	地目が畑と山林では、固定資産税はどちらが高いですか。
事務局	畑よりも山林のほうが若干安いです。なお、地目が山林になると農地法の縛りがなくなります。
議 長	他に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。 1番委員
1番委員	地目が農地から山林に変わると家が建てられますか。
事務局	地目が山林に変わると、家を建てるための農地転用の手続きは必要なくなります。
議 長	他に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。 質問がないようですから、採決したいと思います。美里町農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見について、「意見なし」とすること でよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。

	(農業委員全員挙手)
議 長	賛成全員につき、意見なしと決定します。 案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。 閉会を会長代理、お願いいたします。
会長代理	以上をもちまして、第7回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。
上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。	
令和8年7月27日	
議 長	松本 晴貴
署名委員	浅木 清一
署名委員	阿 武 富士子